# くらしのかわら版

第62号

令和3年5月発行



#### 第62号の内容

- ▼宅配便業者を装った偽 SMS に注意しましょう
  - ▼子どもがオンラインゲームで高額課金
    - ▼5月は消費者月間です
      - ▼県内消費生活相談窓口一覧

## 宅配便業者を装った偽 SMS に注意しましょう

宅配便業者の不在通知を装って送られてくる SMS(ショートメッセージサービス)に、 偽サイトに誘導するための URL が記載されていて、アクセスすると自分のスマートフォ ンが不正利用されるという被害が発生しています。

事例 スマホに「不在のため荷物を持ち帰った。連絡ください」と URL が貼りついた SMS が届いた。URL をタップしたら、何かのアプリがインストールされたようだ。勝手に私のスマホから全く知らない第三者に同様の SMS を発信したようで、その人たちから次々電話がかかってきた。(50 歳代男性)

SMSで不在通知が届いても、記載されているURLに安易にアクセスしてはいけません。 電話窓口や公式ホームページ等で、正式な不在通知であるか確認してください。

URL にアクセスしてしまった場合は、不審なアプリがインストールされていないか確認し、万が一インストールされていた場合は、スマホを機内モードに設定し、アンインストールしてください。より安全な対応策としてスマホの初期化も検討しましょう。また、アクセスにより繋がった偽サイトに、ID やパスワード等の個人情報を入力してはいけません。入力してしまったら、すぐにパスワードを変更しましょう。

#### 「困ったな」「変だな」と思ったらすぐに消費生活相談窓口にご相談ください



滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

月~土 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除くインターネット消費生活相談もあります(PC・スマホからアクセス)



県の消費生活センターや最寄いの市町の相談窓口につながります



(インターネット相談)

### 子ともがオンラインゲームで高額課金

親が知らない間に、子どもが無断でオンラインゲームの課金をしてしまったという相談が多く寄せられています。

事例 子どもが親のスマートフォンを使い、オンラインゲームの有料アイテムを次々購入し、高額な課金をしていた。キャリア決済を利用していたため、子どもが使う際も課金ができたようだ。課金に関するメールが届いて初めて気が付いた。(当事者:小学生 男児)

スマートフォンやタブレット端末等にクレジットカード情報を登録したままにしておくと、子どもが使用する際にも課金できてしまいます。カード情報を削除するなど、クレジットカードは適切に管理しましょう。

日頃からクレジットカードの利用状況を確認するようにしましょう。ペアレンタルコントロール(子どもが使う端末の利用状況を、保護者が把握したり、安全管理を行ったりできる機能)等を利用し、購入等の制限をかけることも有効です。

#### くらしに潜む危険に気をつけて

#### 充電中のスマートフォンでやけど

- 事例 充電中のスマートフォンから異臭がし、充電ケーブルとの接続部付近が焦げて、指 に火傷を負った。
- 原因 ケーブルのコネクターに水分などの導電性異物が付着していたため、ショートが生じて異常発熱し、コネクターが溶融したものです。
- ★コネクターに金属や、汗、飲料水、ペットの尿など液体を付着させないでください。
- ★コネクターを接続するときは無理な力を入れず、一度変形したコネクターは使用しない でください。

#### レンジの『汚れ』から発火

- 事例 電子レンジを使用中、庫内から出火した。
- 原因 庫内に食品かすなどの汚れが付着した状態で使用したため、食品かすが過熱され、 炭化して焼損したものです。
- ★庫内やドアに汚れが付着したまま使用しないでください。発煙や火花の原因となります ので、こまめに清掃してください。
- ★食品の加熱のし過ぎは発煙・発火の原因となりますので注意してください。

(出典:独立行政法人製品評価技術基盤機構)

# 5月は消費者月間です

毎年5月は「消費者月間」です。消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行います。

#### ●消費者月間セミナー・記念講演会●

日時·場所		テーマ	
5月29日(土)	コロナ禍を乗り越えるかしこい消費とつながりづくり		
14:00~16:00	~持続的な未来を築くために~		
コラボしが 21	講師 阿南	久氏(消費者市民社会をつくる会代表・元消費者庁長官)	
3階 大会議室		※オンライン受講もできます。	

問合せ・申込先:特定非営利活動法人 消費者ネット・しが TEL077-518-0072/FAX077-518-0078

日時・場所	テーマ
6月5日 (土)	成年年齢引き下げ直前討論 ~成年になるとは~
13:30~15:30	法律の専門家等が討論会形式で意見を出し合い、わかりやすく
明日都浜大津	解説します。
5 階 大会議室	【対象】大学生・高校生および保護者 ※オンライン受講もできます。

問合せ・申込先: 大津市消費生活センター TEL077-528-2662/FAX077-521-2193

#### ●消費者月間パネル・啓発ポスター等展示●

日 時	場所	
5月 6日(木)~5月21日(金)	滋賀県庁 新館玄関付近 県民情報室前	
5月11日(火)~5月28日(金)	滋賀県庁 本館3階渡り廊下	

#### □■くらしの一日講座(出前講座)のご案内■□

滋賀県消費生活センターでは、消費生活相談員が地域の自治会や学習会等に出向いて、様々な悪質商法の手口や被害の状況、その対処法等についてわかり易く説明する出前講座を実施しています。いろいろな集まりの中で消費生活に関する話を聞いてみたいと希望される方は、是非ご利用ください。

【講座の実施対象】 滋賀県内に在住またはお勤めの方(概ね 20 人以上のグループ)

【お申し込み方法】 講座を希望される日の1か月前までに、申込書に必要事項をご記入の上、

消費生活センターに FAX、郵送等により提出してください。申込書は、県ホームページで「くらしの一日講座」を検索していただきますとダウンロードできます。申込みを希望される際は、まずはお気軽にお問い合わせください。

(TEL:0749-27-2234)

(消費者庁イラスト集より)



#### 滋賀県内消費生活相談窓口一覧

消費生活相談窓口では、納得できない請求や買物、契約のトラブル、製品事故や多重債務などのご相談をお受けします。お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談窓口	住所	電話番号
滋賀県消費生活センター	彦根市元町4-1	0749-23-0999
大津市消費生活センター	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4F	077-528-2662
草津市消費生活センター	草津市草津三丁目13-30	077-561-2353
守山市消費生活センター	守山市吉身二丁目5-22	077-582-1146
長浜市消費生活相談室	長浜市八幡東町632	0749-65-6567
近江八幡市消費生活センター	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5566
彦根市消費生活センター	彦根市元町4-2	0749-30-6144
栗東市消費生活相談窓口	栗東市安養寺一丁目13-33	077-551-0115
甲賀市消費生活センター	甲賀市水口町水口6053	0748-69-2147
湖南市消費生活センター	湖南市中央一丁目1	0748-71-2360
野洲市消費生活センター	野洲市小篠原2100-1	077-587-6063
東近江市消費生活センター	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5659
高島市消費生活センター	高島市新旭町北畑565	0740-25-8106
米原市自治協働課	米原市米原1016	0749-53-5110
日野町住民課	蒲生郡日野町河原一丁目1	0748-52-2500
竜王町生活安全課	蒲生郡竜王町小口3	0748-58-3703
愛荘町くらし安全環境課	愛知郡愛荘町愛知川72	0749-42-7699
豊郷町企画振興課	犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8112
甲良町総務課	犬上郡甲良町在士353-1	0749-38-3311
多賀町総務課	犬上郡多賀町多賀324	0749-48-8120

消費者ホットライン(全国共通) ☎188(いやや!泣き寝入り!!)

滋賀県消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります。

県消費生活センターではインターネット消費生活相談も受け付けています

→https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/sodan/106095.html(PC・スマホからアクセス)

「くらしのかわら版」第62号(令和3年5月発行)

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町 4-1 TEL 0749-23-0999 (相談) 0749-27-2234 (事務) FAX 0749-23-9030





ホームページ https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/

(ホームページ) (Twitter)